

第1号議案

定款の変更の件（決議）

- 1 定款第1条を次のとおり変更する。

（名称）

第1条 本法人は、地域医療連携推進法人滋賀高島と称する。
但し、滋賀県知事認定通知を条件とする。

経緯（参考）

平成30年10月5日に一般社団法人滋賀高島として設立。

平成30年12月7日に地域医療連携推進法人認定申請を滋賀県知事に提出。

平成31年1月29日 湖西圏域地域医療構想調整会議にて説明

平成31年3月18日 滋賀県医療審議会にて審議

平成31年4月1日 滋賀県知事より認定通知